

○国土交通省告示第二百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年三月十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」・鹿児島県出水市下知識町地内から阿久根市鶴川内字上野畠地内まで）並びにこれに伴う県道、市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鹿児島県出水市下知識町、福ノ江町、平和町、浦田町、高尾野町下水流字黒木迫、字中大野、字掛越、字西大野、字峠畠、字嘉六ヶ下、字下ノ原及び字植松川原、高尾野町上水流字石橋、字下ノ原、字永田、字井の上、字新田、字捨溝及び字槐木丸、高尾野町唐笠木字下川原、字小伏川原、字松ノ元、字狐ヶ尾及び字平牟田、莊字堀ノ内、字外畠、字小村、字宮田及び字西ノ下、野田町下名字夜中田、字四反坪、字崩ノ上、字金剛園、字岡畠、字大園、字早馬尻、字中林、字北山田、字鉈渕、字橋上、字橋下、字西橋下、字重津川、字茶屋迫、字祭田、字辻ヶ迫、字山ノ上、字平八重、字井手元、字出丸、字一町田、字古田迫及び字八田多並びに野田町上名字龍巣川地内

鹿児島県阿久根市多田字諏訪田、字山下迫、字八反田、字七反田、字陳ノ尾、字陳ノ平、字塙塚、字潟、字三町丸、字黒蕨下、字黒蕨、字潟山、字平田、字平田迫、字樫木迫、字阿弁田、字多田山、字土地ヶ谷及び字大谷、折口字八反田及び字七反田、脇本字陳尾、字陳ノ岡及び字善筑、赤瀬川字牧ノ堂及び字芝山並びに鶴川内字大迫、字轟木迫、字柴越、字石山、字小亀、字上り立、字岸ノ子山、字堂満山、字後牟田、字上野及び字上野畠地内

2 使用の部分 鹿児島県出水市下知識町、福ノ江町、平和町、浦田町、高尾野町下水流字黒木迫、字中大野、字掛越、字西大野、字峠畠、字嘉六ヶ下及び字植松川原、高尾野町上水流字石橋、字下ノ原、字永田、字井の上、字新田、字捨溝及び字槐木丸、高尾野町唐笠木字下川原、字小伏川原、字松ノ元、字狐ヶ尾及び字平牟田、莊字堀ノ内、字外畠、字小村、字宮田及び字西ノ下、野田町下名字夜中田、字四反坪、字崩ノ上、字金剛園、字早馬尻、字中林、字北山田、字橋上、字西橋下、字重津川、字茶屋迫、字祭田、字辻ヶ迫、字山ノ上、字平八重、字出丸、字一町田、字古田迫及び字八田多並びに野田町上名字龍巣川地内

鹿児島県阿久根市多田字諏訪田、字山下迫、字八反田、字陳ノ平、字塩塚、字潟、字三町丸、字黒蕨下、字黒蕨、字平田、字平田迫、字樺木迫、字多田山、字土地ヶ谷及び字大谷、折口字八反田、脇本字陳尾、字陳ノ岡及び字善筑、赤瀬川字牧ノ堂及び字芝山並びに鶴川内字大迫、字轟木迫、字柴越、字岸ノ子山、字後牟田、字堂満山及び字上野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県出水市下知識町地内の出水インターチェンジ（仮称）から阿久根市鶴川内字上野畠地内の鶴川内インターチェンジ（仮称）までの延長14.9kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」）並びにこれに伴う県道、市道及び農業用水路付替工事」（以下「本事業」という。）である。

本事業のうち、「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第3号及び第4号に掲げる都道府県道及び市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道3号（南九州西回り自動車道。以下「本路線」という。）は、八代市を

起点とし、出水市、阿久根市等を経て鹿児島市に至る延長約140kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する出水市及び阿久根市（以下「本件地域」という。）は、農業等が盛んな地域であり、なつみかんの栽培、鶏卵の生産が行われ、これらは主に陸上輸送により県内外へ出荷されている。

本件地域には物流等を担う主要幹線道路として一般国道3号があるが、本件区間に對応する一般国道3号（以下「現道」という。）は、大雨による路面冠水のため通行止めが行われ、また、一部区間で交通混雑が発生するなど主要幹線道路としての機能を十分に發揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、阿久根市折口地内で17,899台／日であり、混雑度は1.44となっている。

本事業の完成により、供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡することで、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することから、一部区間の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成17年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年4月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるナベヅル及びマナヅル、天然記念物であるマガソ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等の生息が確認されている。ナベヅル及びマナヅルについては生息範囲が計画路線から離れており、改変は行われないことから影響は小さいとされている。マガソ、オオタカ及びハヤブサについては、生息環境は周辺に広

く残されることなどから、影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B類として掲載されているキエビネ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち6箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る5箇所についても鹿児島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年12月9日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道、市道及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、出水市長を会長とする南九州西回り自動車道建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県出水市役所及び阿久根市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 鹿児島県出水市下知識町、福ノ江町、平和町、浦田町、高尾野町下水流字黒木迫、字中大野、字掛越、字西大野、字峠畑、字嘉六ヶ下、字下ノ原及び字植松川原、高尾野町上水流字石橋及び字下ノ原地内